

下西委員（公明党）

令和5年3月2日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）教職員による不祥事案への対策について

教職員による児童生徒に対するわいせつ行為から、児童生徒の人権を守るため、未然防止策として、どのような取組を行っているのか、教育長に伺う。

（答）

教職員によるわいせつ行為の未然防止に向けまして、昨年10月に、児童生徒との私的なメールのやりとりや、校長の許可のない車への同乗など、わいせつ行為につながりかねない禁止行為を関係者で共有できるよう、全教職員へチラシを配付するとともに、広報誌を通じて、児童生徒、保護者へ周知を行ったところでございます。

さらに、本年1月には、教職員が自身のストレス状況などを客観的に把握した上で、自らコントロールすることができるよう、個々の教職員に対し、「教員の性行動セルフチェック表」の活用を促したところでございます。

また、児童生徒に対しましては、「生命(いのち)の安全教育」を推進することで、不快な思いをした時に、声を上げて、助けを求められるようにするため、全校で指導の充実・改善を図っているところでございます。

市町教育委員会を含め、全ての教育関係者が力を合わせて、教職員の規範意識の向上や、相互に相談しやすい職場づくりなど、あらゆる手立てを講じながら、教職員による不祥事の根絶に全力で取り組んでまいります。